

様式第3号（第6条第2項関係）

（表）

第 号  
年 月 日

## パートナーシップ宣誓証明書

氏名

氏名

住所

住所

年 月 日生

年 月 日生

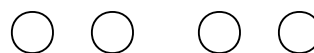
宣誓日 年 月 日

上記両名が、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

- ・ 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、「ハーモニー」の言葉でイメージする、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指し、取組みを続けて参ります。

千葉市長



※ 本証明書を使用する際には、裏面の注意事項等を参照してください。

様式第3号（第6条第2項関係）

（裏）

注意事項

- 1 この証明書は、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
  - (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
  - (2) パートナーシップが解消されたとき。
  - (3) 双方が本市域外へ転出したとき。
  - (4) 一方が死亡したとき。
- 3 2 (2)、(3) に該当する場合には、この証明書を市長に返還すること。

この証明書を提示された方へ

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、「ハーモニー」の言葉でイメージする、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づく社会の実現を目指し、この証明書を発行しています。

市民や事業者のみなさまには、このパートナーシップの趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 パートナーシップとは  
互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいいます。
  - (1) 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
  - (2) 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。
- 2 パートナーシップ宣誓を受けた際に確認した事項  
この証明書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当しないと認めた場合に交付されます。
  - (1) 配偶者がいないこと。
  - (2) パートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
  - (3) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。  
(要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く。)

転入予定について

市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に転入予定日を記載します。

転入予定日
年 月 日

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

(フリガナ)		
氏名		
戸籍上の氏名		